### 平成28年第2回士幌町議会定例会

### 1 **議事日程第3号** 6月15日(水曜日)午後1時30分開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 議案第4号 士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

日程番号 3 議案第 5 号 士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案

日程番号4 議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につい

て

日程番号 5 議案第7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

日程番号6 議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程番号7 追加報告第9号 工事請負契約の締結について

日程番号8 追加報告第10号 工事請負契約の締結について

日程番号9 追加報告第11号 工事請負契約の締結について

日程番号10 追加報告第12号 工事請負契約の締結について

日程番号11 会議案第2号 議員派遣の件

日程番号12 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書

日程番号13 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子

どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充 実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に

向けた意見書

日程番号14 意見書案第3号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべて

の子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見

書

日程番号15 意見書案第4号 平成28年度北海道最低賃金改正等に等に関する意見書

#### 2 出席議員(12名)

 1番 細井 文次
 2番 和田 鶴三
 3番 秋間 紘一
 5番 河口 和吉

 6番 清水 秀雄
 7番 飯島 勝
 8番 出村 寛
 9番 森本 真隆

 10番 大西 米明
 11番 加藤 宏一
 12番 中村 貢
 13番 加納 三司

## 3 欠席議員(0名)

#### 4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄 教育長 堀江 博文

代表監査委員 佐藤 宣光

#### 5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 柴田 敏之 保健医療福祉センター長 山中 雅弘 総務企画課長 瀬口 豊子 会計管理者 土屋 仁志 町民課長 波多野 義弘 大森 三宜子 保健福祉課長 高木 康弘 産業活性化担当課長 亀野 倫生 産業振興課長 建設課長 増田 優治 道路維持担当課長 佐藤 英明 特別養護老人ホーム施設長 矢野 秀樹 病院事務長 山下 慎也 こども課長 消防課長 淡中 済 金森 秀文

## 6 教育長の委任を受けて出席した者

高校学校事務長 藤村 延

# 7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 細野 幸彦

### 8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 寺田 和也 総務係長 藤内 和三

#### 9 議事録

1

2

会議の経過

(午後 1時30分)

加納議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の会議時間は会議規則第9条第2項の規定により午後1 時30分からに変更したので、ご了承願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、 飯島勝議員及び8番、出村寛議員を指名いたします。

日程第2、議案第4号「士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長

議案第4号 士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に ついて説明をいたします。

この改正につきましては、地方税法の改正に伴い士幌町国民健康保 険税条例の一部を改正をしようとするものであります。

それでは、説明資料で説明をいたします。資料の7ページから8ページまでは新旧対照表を載せてありますけれども、6ページの平成28年度国民健康保険税改正の要旨で説明をさせていただきます。今回の地方税法の改正の主なものは、課税限度額の引き上げと軽減措置の拡充であります。最初に、課税限度額の引き上げでございますけれども、これにつきましては医療分に係る限度額、これが52万円から54万円に

引き上げ、後期高齢者支援金分の課税限度額を17万円から19万円に引き上げるものでありまして、介護納付金の限度額については据え置きといたします。この結果、課税限度額全体では、改正前85万円から89万円の4万円の引き上げを行うところであります。これによります影響額は、平成27年度の国民健康保険税賦課の所得をもとに比較計算をしたところ、医療分で約365万円、後期高齢者支援金分で約559万円、合計で924万円の増額になるところであります。

次に、国民健康保険税の軽減の措置の拡充に伴う改正であります。 表中の特定同一世帯所属者数とは、後期高齢者医療制度への移行により国保から脱退した方のうち同じ世帯に国保被保険者がいる方のことをいいます。初めに、保険税の5割軽減の軽減対象となります所得基準額、これを26万円から26万5,000円に引き上げをします。また、2割軽減の算定でも軽減対象となります所得基準額を47万円から48万円に引き上げ、軽減措置の対象を拡充をするものでございます。この軽減措置の拡充によりまして、医療分で約2万7,000円、後期高齢者支援金分で約1万円、介護納付金分で約6,000円、合計で4万3,000円程度の減額ということになります。今回は、限度額を引き上げますが、軽減措置も拡充するという改正であります。

なお、限度額を超えない世帯、軽減の対象とならない世帯につきましては、税率は変わりありませんので、所得等の変動がなければ税額は変わらないということになります。

次に、減免規定の改正につきましては、町税の減免規定に準じて申請期限を納期限前7日までを納期限までに拡大をするものであります。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、施行時期につきましては公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用をするものであります。

次に、第2条の適用区分につきましては、改正後の規定は平成28年 度以降の国保税について適用し、平成27年度分までについては従前の 規定を適用とするものでございます。

以上、議案第4号の説明といたします。

加納議長

これから質疑を行います。ありませんか。6番、清水議員。

清水議員

ただいま説明をいただきましたが、減免規定の改正のところで、これは期日を変えているのですね、減免の。それで、減免申請は昨年度でどれくらいありましたか。

加納議長

町民課長。

波多野

町民課長、波多野よりお答えいたします。

町民課長

27年度の状況でございますけれども、生保者が1件、そして非自発 的減免が7件ということで、こちらのほう、非自発的減免というのは、 それはこの納期に関係なくさかのぼってするものですから、こちらの ほうから対象は外れるという形になります。

以上でございます。

加納議長

6番、清水議員。

清水議員

国保税につきましては、国保制度につきましては27年度から保険者支援制度の拡充ということで1,700億円がこれは財政支援ということですか、そういう形でされていると。30年度から財政運営の責任主体を都道府県とするために、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等を狙いとして2,000億円規模の基金を積み立てるということが出されています。それで、1,700億円というのはそれぞれ市町村に配分されていると思うのですが、土幌の場合どのぐらい配分額が来ていますか。

加納議長

保健福祉課長。

大森保健

保健福祉課長、大森よりお答えいたします。

福祉課長

平成27年度が基盤安定の繰入金が1,389万円で、平成26年度が約735万円で、その差額653万8,000円余りが多く配分されております。それで見ますと、被保険者1人当たり2,800円くらいの繰入額になってございます。

以上でございます。

加納議長

6番、清水議員。

清水議員

そうすると、今の説明では二千幾らでしたか、1人。

(何事か言う者あり)

清水議員

2,800円。それは、それだけ軽減されたということになるのですね。

(何事か言う者あり)

清水議員

本来1,700億円の配分ですから、自治体によってはそれによって相当額の引き下げができると。ある自治体では1万円も引き下げが可能ですよというようなことも伺っているのですが、本町の場合、そういうふうな大きな配分額になっていない理由というのは何なのですか。

加納議長

保健福祉課長。

大森保健

保健福祉課長、大森よりお答えさせていただきます。

福祉課長

これは、低所得者層への財政支援でございますので、士幌町におきましてはやはり低所得者層というのがそれほど多くはないということで、配分がその市町村によってかなり変わってくるということでございます。

以上でございます。

加納議長

それでは、ほかにございませんか。

(なし)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。討論ありますか。 6 番、 清水議員。

清水議員

議案第4号 士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に ついて反対討論を行います。

本条例案は、平成28年度国民健康保険税の最高限度額を現行の1世

帯85万円から89万円に4万円引き上げるとするものであります。軽減 措置については、5割軽減は33万円プラス26万円に5,000円引き上げ、 2割軽減は33万円プラス47万円に1万円の引き上げを行おうとする改 正案であります。27年度に引き続いて4万円も引き上げられる国保税 の高過ぎると言われる要因は何かを見ておく必要があります。国保の 総収入に占める国庫支出金の割合の推移は、1984年度の約50%から20 09年度の24.7%へ半減しました。こうした国庫負担の削減が国保世帯 の貧困化と一体に進んだことが国保税の引き上げの大きな要因となっ ていることであります。かつて国保加入者の多数派は農林漁業者と自 営業者でありましたが、今では国保世帯の7割が年金生活者などの無 職者と非正規労働者などの被用者となっています。年金生活者や失業 者が加入する国保はもともと適切な国庫負担なしには成り立たない医 療保険であります。ちなみに、平成15年度における国保税の最高限度 額は53万円でありました。今回引き上げるとする最高限度額は89万円 であり、わずか10年余で36万円、67.9%増となるものであります。国 庫負担の増額を行わず、全てを加入者の負担増で賄う限度額引き上げ は負担が重過ぎると言わざるを得ません。したがって、議案第4号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案には反対でありま す。

議員各位の賛同をお願いし、反対討論を終わります。

加納議長 中村議員

賛成討論ですか。12番、中村貢議員。

賛成討論させていただきます。

今回の条例改正の主な改正点は、保険税賦課限度額の改正で、低所得者に対する保険税の負担軽減策をさらに拡充することの2点であります。保険税の賦課限度額の改正につきましては、医療保険分が52万円から54万円に、後期高齢者支援金分が17万円から19万円に賦課限度額が引き上げられるもので、このことによって中間所得層の保険税の負担に配慮されるものであります。そして、低所得者に対する保険税の負担軽減策については、これまでも保険税の均等割額が所得に応じて7割、5割、2割と軽減されてきたところですが、軽減の基準となる所得額をさらに引き上げて、保険税の軽減対象を拡大するものであります。

国民保険は、安心して医療を受けられる目的でつくられた制度で、 国保加入者が国保税を出し合い、それに国、道、町の交付金や繰入金 を加えて現在は市町村が運営しているもので、保険税は所得に応じて 加入者が分担し合うものであります。そのことから、今回の条例改正 では所得の高い人の保険税負担が大きくなる一方で、中間所得層の保 険税負担に配慮することになりますが、この措置は社会情勢の変化に 対応した所得再配分政策であることから理解すべきものであることと 低所得者層の保険税の軽減対象が拡大するものであり、好ましい措置 であると理解をし、議案第4号は賛成であります。

議員各位の理解と賛同をいただきますようお願いを申し上げて、賛 成討論といたします。

加納議長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

加納議長

これをもって討論を終結します。

これから議案第4号を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

加納議長

3

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第5号「士幌町介護保険条例の一部を改正する条例 案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田副町長

議案第5号 士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案について 説明をいたします。

この改正につきましても議案第4号と同様に地方税法の改正に伴うものであります。

説明資料の9ページをお開きください。先ほどの議案第4号と同様に減免規定の改正につきましてでございます。この減免規定の申請期限を普通徴収では納期限前7日まで、それから特別徴収では年金給付の支払いにかかわる月の前々月の15日までというふうになっておりましたが、これを納期限までとして申請を拡大をするものであります。

議案に戻っていただきまして、附則であります。施行時期につきましては、公布の日から施行をし、平成28年4月1日から適用をしようとするものであります。

次の第2条の適用区分でございますけれども、これも先ほど説明したとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第5号の説明といたします。

加納議長

これから質疑を行います。ございませんか。

(なし)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第6号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規 約の変更について」を議題といたします。

4

副 町 長 ついて説明をさせていただきます。 これは、団体の脱退に伴う関連箇所の規約改正でありまして、地方 自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。 説明資料の10ページをお開きください。別表第1中、北空知学校給 食組合を脱退により削除するものであります。 議案に戻っていただきまして、附則でございますが、地方自治法第 286条第1項の規定により総務大臣の許可の日から施行するものであ ります。 以上、議案第6号の説明といたします。 加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。 (1) (な 加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。 討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。 加納議長 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 加納議長 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 5 日程第5、議案第7号「北海道市町村総合事務組合規約の変更につ いて」を議題といたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。 柴  $\mathbb{H}$ 議案第7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について説明を 副町長 いたします。 これも議案第6号と同様の理由によりまして議会の議決を求めるも のであります。 説明資料では11ページでございます。北空知学校給食組合の脱退に よるものでありまして、別表第1、別表第2中、北空知学校給食組合 の脱退により削除及び変更をするものであります。 議案に戻っていただきまして、附則であります。総務大臣の許可の 日から施行するものであります。 以上、議案第7号の説明といたします。 加納議長 これから質疑を行います。ございませんか。 し) (な 質疑を終わり、これから討論を行います。 加納議長 (ts () 討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。 加納議長 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異 議 な し)

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に

柴

 $\blacksquare$ 

加納議長

6

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第8号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更 について」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田副町長

議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について説明をいたします。

この議案につきましても団体の脱退に伴うものでありますとともに、関連箇所や表現の変更及び別表を改めるものでありまして、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

説明資料の12ページをお開きください。まず、第1条の「健全化を」を「健全化に」、それから第3条中「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に表現を変更し、別表を16ページまでのとおり改めたもので、市町村等の区切りに読点、カンマですね。カンマを入れて14ページの一番下段の空知の欄の北空知学校給食組合を削ったものであります。

議案の8ページに戻っていただきまして、附則であります。総務大 臣の許可の日から施行をするというものであります。

以上で議案第8号の説明といたします。

加納議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

7 • 8

9 • 10

日程第7、追加議案第9号「工事請負契約の締結について」から日程第10、追加議案第12号「工事請負契約の締結について」までの以上4件を関連議案とし、一括議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田 町 長

議案第9号から議案第12号の工事請負契約について説明をいたしま す。

これらの議案につきましては、士幌町地域創造発信拠点施設、新道の駅の整備に係る工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず最初に、議案第9号でありますが、工事名は士幌町地域創造発信拠点施設外構工事であります。契約金額は1億3,251万6,000円、契

約の相手方でありますが、平田・北斗経常建設共同企業体、代表者は字士幌西2線160番地、株式会社平田建設で、代表取締役、野中栄忠氏であります。構成員は、字士幌西1線158番地、北斗産業株式会社代表取締役、瓦井弘己であります。工期は、契約の日から平成29年3月10日までであります。契約の方法は指名競争入札で、次のページの2ページをごらんください。1と2の説明は省略いたしますが、3の入札執行日は平成28年6月3日午前9時であります。指名業者は、宮坂建設工業株式会社ほか記載の業者、全部で7社と1経常建設共同企業体であります。入札経過は第1回落札、予定価格は1億3,713万8,400円、落札率は96.63%であり、最高入札金額は1億3,586万4,000円でありました。工事概要は、外構一式で1万6,106m²であります。

9ページをお開きください。外構平面図を載せてありますが、24時間トイレとそれにかかわる駐車場、電気自動車の充電器は除きますけれども、国土交通省がこの部分について整備をいたしますが、それ以外の部分が今回町が整備する1万6,106m²の部分であります。

10ページ以降は、この後説明いたしますセンターハウスの整備にかかわる図面でありますので、今説明をしておきます。10ページは、センターハウスの1階部分の平面図であります。

11ページは、この2階部分の平面図でありまして、ここが防災用の備蓄倉庫ということになります。

12ページは、立面図でありまして、右上の立面図が東側、国道241 号線から見た施設正面入り口側のものでありまして、右下の立面が国 道274号線側から見た側面のものであります。

次に、議案第10号を説明をいたします。工事名が士幌町地域創造発信拠点施設新築工事の建築主体であります。契約金額が2億5,293万6,000円、契約の相手方は北斗・平田経常建設共同企業体で、代表者は字士幌西1線158番地、北斗産業株式会社代表取締役、瓦井弘己氏であります。構成員は、字士幌西2線160番地、株式会社平田建設代表取締役、野中栄忠氏であります。工期は、契約の日から平成29年3月の10日までであります。契約の方法は指名競争入札でありまして、次のページでございますけれども、3番の入札執行日時は平成28年6月3日午前9時であります。指名業者名は、宮坂建設工業株式会社から7社、それから1経常建設共同企業体の全部で8社であります。入札経過につきましては第1回落札、予定価格は2億6,009万6,400円であります。落札率は97.25%、最高入札金額は2億5,812万円でありました。工事概要は、道の駅の木造一部2階建ての建築面積853.43㎡の建築主体の工事であります。

続きまして、議案第11号の工事請負契約について説明をさせていた だきます。工事名は士幌町地域創造発信拠点施設新築工事の電気設備 であります。契約金額は7,485万9,120円、契約の相手方は加藤・士幌

・光和経常建設共同企業体、代表者は字士幌西1線168番地50の加藤 電気工業株式会社で、代表取締役は加藤邦彦氏であります。構成員は、 字士幌西1線158番地、士幌電設株式会社、代表取締役は田中浩久氏 であります。と字中士幌西2線78番地29の光和電建有限会社代表取締 役、貝守良光氏であります。工期は、同じく契約の日から平成29年3 月10日まででありまして、契約の方法は指名競争入札であります。

次のページに行きまして、3番目の入札執行日時は前の議案と同じ ように6月3日の午前9時であります。指名業者名は川岸電設ほか5 社、全部で6社ですけれども、と1経常建設共同企業体であります。 入札経過は第1回落札、予定価格7.636万6.800円、落札率は98.03%、 最高入札金額は7,505万8,920円であります。工事概要につきましては、 道の駅の木造一部2階建てのうちの電気設備工事であります。

続きまして、議案第12号でございます。同じく工事名が士幌町地域 創造発信拠点施設新築工事の機械設備であります。契約金額は8,100 万円、契約の相手方は奥原・朝井・小椋経常建設共同企業体でありま す。代表者は、帯広市西20条北1丁目3番30号、株式会社奥原商会代 表取締役、奥原宏氏であります。構成員は、字士幌仲通21番地、有限 会社丸井朝井金物店代表取締役、朝井宏嗣氏と字十幌西 2 線166番地 の有限会社小椋商事代表取締役、小椋紀元氏であります。工期も同様 に契約の日から平成29年3月の10日までで、契約の方法は指名競争入 札であります。

次のページですけれども、入札執行日は先ほどと同様に6月3日の 午前9時であります。指名業者につきましては、池田煖房工業株式会 社帯広営業所ほか5社と1経常建設共同企業体、入札経過は第1回落 札、予定価格は8,323万5,600円であります。落札率は97.31%、最高 入札金額8,186万4,000円、工事概要は道の駅の木造一部2階建ての機 械設備工事であります。

以上、議案第9号から第12号までの説明といたします。

加納議長 大西議員

これより一括して質疑を行います。ありませんか。10番、大西議員。 議案第10号の指名競争入札ですが、この指名の7社か8社かを指名 した理由をちょっとお聞きします。

加納議長

副町長。

(何事か言う者あり)

加納議長

済みません。もう一度言ってくれますか。

大西議員

間違えました。もとへ戻しまして、議案第9号の外構工事の指名競 争入札ですが、それで町側からこれ指名したのですが、指名をした理 由をちょっとお聞きします。

加納議長

副町長。

 $\mathbf{H}$ 

金額では5,000万円以上ということで、7社以上の指名ということ 副 町 長|でありまして、指名の業者につきましては町でほかにも行っている入 加納議長大西議員

札の指名業者を主な業者ということで指名をさせていただきました。 10番、大西議員。

ほかのほうの工事の指名は地元業者が全部入っているのですよね。 私は、地元の業者にとらせるとかとらせるなとかとは言いません。ただ、地元の業者に入札をさせないと、指名しないとチャンスがないのです。だから、入札によってどこが落とすか、これはもうわかりませんけれども、地元の業者に何でチャンスを与えないのかということだと思うのです、僕は。前にも言ったように公共事業ですから、今士幌町も土木関係の仕事って余りないのです。だから、地元でこういうものがあれば、やっぱり地元の業者に参加をさせて落とすチャンスを与えなかったら、もう指名に入っていなかったらどうにもならないのです、頑張りようもないし。だから、地元の業者ほかの案件には全社入っていますけれども、なぜ土木工事だけは全社入っていないのか、その理由をお聞きします。

加納議長

副町長。

柴 田 町 長

この工事の金額からいきまして指名のランクがあるわけでして、土木ですと5つのランクがありまして、指名の願いが2年に1回出るわけですけれども、そこで経営審査等をしまして、それぞれランクが分かれてくるわけでして、本町の場合、今回の場合これがAランクということで、Aランクはうちの規定として、地元の業者もA、B、C、D、Eまで入っているわけですけれども、今回はAランクですから、地元であれば1つBランクまで落として入札をするということになっていまして、ですからC、D、Eの業者については入札に参加できないということで、AとBのランクから選定をさせていただいたということです。

加納議長大西議員

10番、大西議員。

入札のランクは僕もよく知っていますけれども、企業体組ませば別にいいわけですから、そういうチャンスは与えないとだめだと思います。今後こういう事業は余りないのだと思いますけれども、CとCで企業体組ませばBになるのですから、そういう方法を使ってもチャンスを与えてもらわないと、地元業者なかなかこういうところに太刀打ちできません。大手ばかり来て、それは楽です、それでやらせば。ですけれども、ほかの科目のほうは全部地元業者参入してチャンスを与えているけれども、外構工事の土木工事、地元の業者にチャンスを与えるようなことをやっぱり今後行政として考えてほしいなと思いますし、それから3回目で、別な質問にすればいいのかな。それで、あと外構工事ですから3月10日までに工事完成ですけれども、植栽についてはこれ冬期間に芝張ったり、木は冬でも植えてもいいのだろうけれども、芝の植栽はどうやって3月10日までにやらせるの。どうなの、ここは、建設関係のほうは。

加納議長

活性化担当課長。

**亀野産業** 

産業活性化担当課長よりお答えいたします。

活性化担当課長

植栽について、立ち木については今次年度ということで考えておりまして、ただ法面の土砂等の亡失がございますので、法面については 張り芝等で押さえていこうかなと考えてございます。

以上でございます。

加納議長

10番、大西議員。

大西議員

芝、張り芝でも突貫で3月10日までという手もあるだろうけれども、 雪剥がしてしばれたところに、霜柱立ったところに張りつければでき ぬことはないといえばないだろうけれども、またやり直さないとなら ぬことになるのだと思うけれども、これ工事期間が3月10日と期限を 切って、樹木についてはまた翌年というような話は、翌年度というの はこれ契約の中で成り立つことなの。どうなの、この契約。期限の3 月10日が今言うように樹木については次の年に植えますよというのな ら、大丈夫なの、それ。

加納議長

産業活性化担当課長。

担当課長

ちょっと説明不足で申しわけございません。立ち木については、もともと今回の外構工事には……

(何事か言う者あり)

亀野産業

活性化担当課長

ええ、入ってございません。

(何事か言う者あり)

担当課長

申しわけございません。それとあと、法面の張り芝については開発 行為申請の中でどうしても土砂の流失ということで指示がありまし て、その部分については張り芝を行いなさいということで指示がござ いまして、やむなく張り芝等で対応したいと思いますので。

(何事か言う者あり)

加納議長

大丈夫かいと、こう聞いている。

亀野産業

大丈夫だと思います。

活性化担当課長

加納議長

副町長。

柴 田副町長

先ほど入札の関係なのですけれども、当然地元業者にやっていただきたいわけでして、なるべく広く門戸を広げるということで、本当にやっていただきたいのですけれども、そこはうちのほうからどうのこうのではないですけれども、CとC足したからBになるとか、そういうものでもない部分もありますから、そこはそれぞれが考えていただ

くことになるのかなというふうに思っています。 加納議長 12番、中村議員。 中村議員 たまたま工事が開発局とぶつかるということなので、その開発の関 係のほうはいつごろ発注でどういうふうになっているかとわかればお 聞きしたいと思います。 担当課長。 加納議長 亀野産業 産業活性化担当課長より報告いたします。 開発のほうにつきましては、正式ではございませんが、9月以降の 活 性 化 |工事と聞いてございます。工期についても3月いっぱいをめどに完成 担当課長 をさせたい。あとは、できる限り年内に舗装のほうは終わらせたいと いうことを聞いてございます。 以上でございます。 ほかにございませんか。 加納議長 し) (な 質疑を終わり、これから一括して討論を行います。ございませんか。 加納議長 () 討論なしと認め、追加議案ごとに採決いたします。 加納議長 これから追加議案第9号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 加納議長 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 これから追加議案第10号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異 議 な し) 異議なしと認めます。 加納議長 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 これから追加議案第11号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なし) 加納議長 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 これから追加議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

1 1

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、会議案第2号「議員派遣の件」を議題といたします。

北海道町村議会議長会主催の議員研修会にお手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。異議ありませんか。

- 57 -

		(異議なし)
	加納議長	異議なしと認めます。
		したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しま
		した。
		なお、閉会中において派遣の内容に変更が生じた場合の取り扱いは
		議長に一任をお願いいたします。これに異議ありませんか。
		(異議なし)
	加納議長	異議なしと認め、本件については議長に一任することに決定しまし
		た。
1 2		日程第12、意見書案第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書」
		を議題といたします。
		なお、意見書案第1号から第4号については、朗読及び提案者の説
		明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。
		これより質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	加納議長	質疑を終わり、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから意見書案第1号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
		(異)議がないし)
	加納議長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 3		日程第13、意見書案第2号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率
		1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保
		障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた
		意見書」を議題といたします。
		これより質疑を行います。ございませんか。
	₩₩₩₩₩₩₩	(なし)
	加納議長	質疑を終わり、討論を行います。
	+n ◇h 詳 目	(なし)
	加納議長	討論なしと認め、これから意見書案第2号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。
	加州班区	共職なして認めます。   したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 4		日程第14、意見書案第3号「道教委「新たな高校教育に関する指針」
1 1		の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求め

これより質疑を行います。ありませんか。 (な L) 質疑を終わり、討論を行います。 加納議長 (な (1) 加納議長 討論なしと認め、これから意見書案第3号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なし) 加納議長 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 1 5 日程第15、意見書案第4号「平成28年度北海道最低賃金改正等に関 する意見書」を議題といたします。 これより質疑を行います。 (な し) 加納議長 質疑を終わり、討論を行います。 し) (な 加納議長 討論なしと認め、これから意見書案第4号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なし) 加納議長 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で本定例会に付議された事件は全て終了しました。 したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思 います。異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。 これで本日の会議を閉じます。 平成28年第2回士幌町議会定例会を閉会します。 (午後 2時21分)